

諮問事項

1. 鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し について

◎確認事項

- ・通学区域変更実施日
平成29年7月1日
- ・通学区域変更実施地域
別添資料P1～4「通学区域変更地域図」参照

◎協議事項

教育的配慮

- ◇移行措置で対応するもの
別添資料P5「通学区域変更に伴う移行措置」参照
- ◇保護者からの要望事項
 - ①通学区域の見直しにあたっては、変更前、変更後どちらかを選択できるよう5年から10年の中長期にわたる移行期間を設けて欲しい。
 - ②学区の狭間である一部地域のみを見直し対象とせず、市内全域を見直し対象とし、長期的に有効だと考えられる見直しを行って欲しい。

登下校の安全確保

- ◇通学路の安全対策
- ◇その他の対応

2. 指定校変更の運用の見直し について

別添資料P6「就学指定校変更許可基準」参照

従来の指定校変更の運用との混乱を避けるため、通学区域の変更に伴う指定校変更の運用の見直しは行わず、通学区域の変更に伴う移行措置で対応する。

平成28年度
第3回学区審議会
会議資料

目次

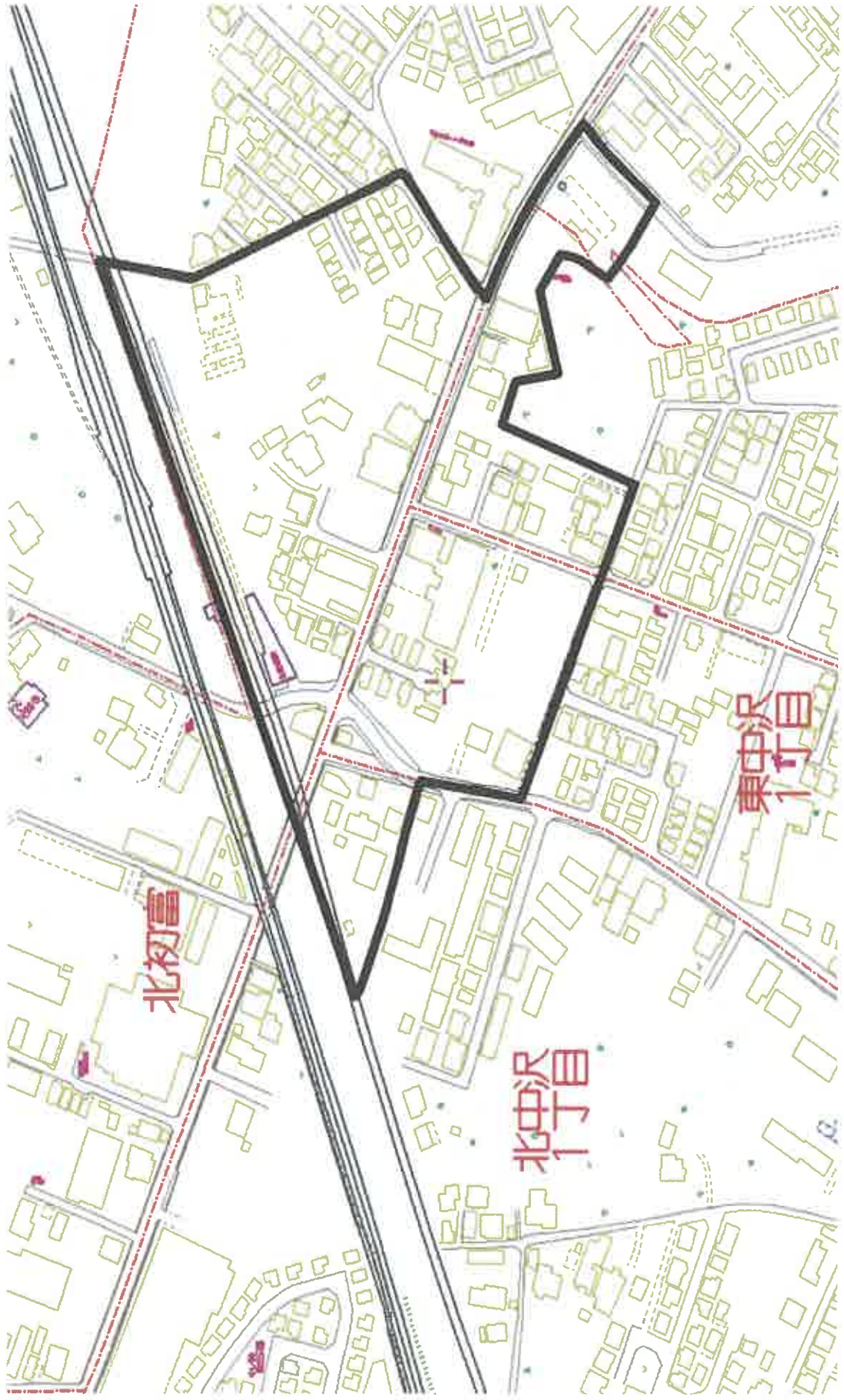
- P 1 通学区域変更地域図（全体）
- P 2～4 通学区域変更地域図①・②・③
- P 5 通学区域変更に伴う移行措置
- P 6 就学指定校変更許可基準

通学区域变更地域图①



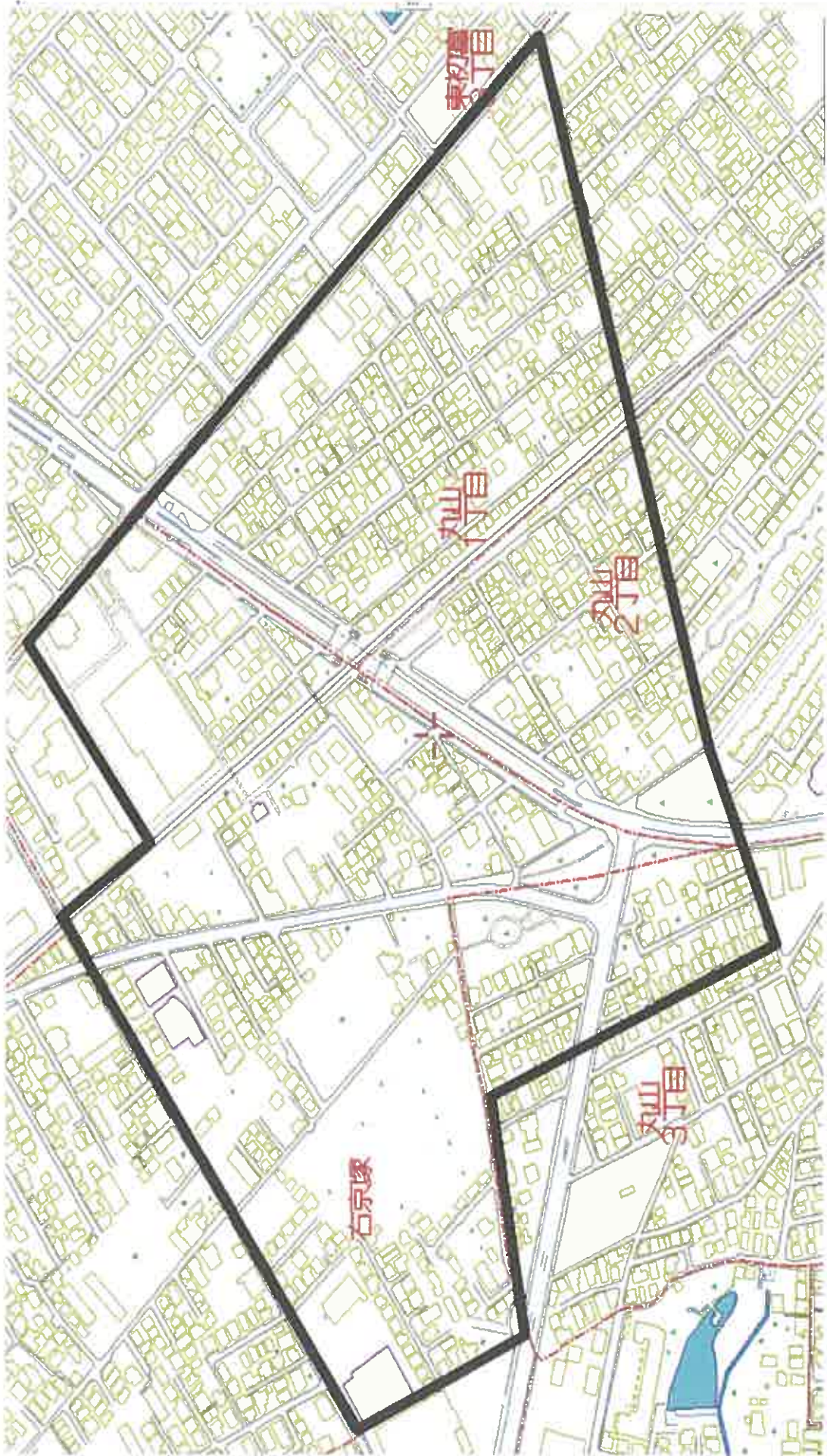
通学区域变更地域

通学区域変更地域図②



通学区域変更地域

通学区域变更地域图③



通学区域变更地域

通学区域変更に伴う移行措置

教育的配慮という観点から、「通学区域変更前」と「通学区域変更後」に分けて、移行措置を実施する。

【通学区域変更前】平成29年6月30日まで

		対 応
A	<u>通学区域変更前に変更地域に転居・転入し、変更後の通学区域による指定校への転入学を希望する児童</u>	変更後の通学区域による指定校へ転入学できる (手続き必要)
B	<u>通学区域変更前から変更地域に居住し、平成29年度小学校への入学を予定している新入学児童</u>	変更後の通学区域による指定校へ入学できる ※移行措置期間は入学式前まで (手続き必要)

【通学区域変更後】平成29年7月1日以降

		対 応
A	<u>通学区域変更前に変更地域に居住し、鎌ヶ谷小学校に在籍している児童</u>	引き続き卒業まで鎌ヶ谷小学校に在籍できる
B	<u>通学区域変更後に入学する児童で、入学時に、兄弟がAの取り扱いにより鎌ヶ谷小学校に在籍している児童</u>	兄弟枠として鎌ヶ谷小学校に入学し、卒業まで在籍できる (手続き必要)
C	A、Bの取り扱いにより鎌ヶ谷小学校に在籍 ※もともと第三中学区の①の地域を除く	鎌ヶ谷中学校に入学できる (手続き必要)

就学指定校変更許可基準

通学(入学)する学校は、あらかじめ定められている通学区域に基づいて指定しています。しかし、鎌ケ谷市では、特別な理由により指定された学校への就学が困難な児童生徒につきましては、保護者からの申請により、指定された学校以外の小中学校への通学が認められる場合があります。指定された学校以外の学校へ就学することを「就学指定校の変更」といい、就学指定校の変更は、鎌ケ谷市に住民登録されていることが条件となります。詳しくは、下記の表1〈就学指定校の変更に関する基準表〉をご覧ください。なお、この制度は小・中学校入学時の学校選択制とは別です。

表1 〈 就学指定校の変更に関する基準表 〉

	許可事由	許可期間
1	転居をしたが、学期途中のため、転居前の学校への就学継続を希望する場合	当該学期末まで
2	転居をしたが、卒業学年のため、転居前の学校への就学継続を希望する場合	卒業まで
3	転居予定先の学区の学校への就学を希望する場合	転居完了まで
4	保護者の就労等で、児童生徒の預け先等がある学区の学校を希望する場合	当該学年終了まで
5	兄弟が通学している学校を希望する場合	兄弟の卒業まで
6	病気その他身体上の理由により転校に支障が認められる場合	事由が解消するまで
7	いじめ・不登校等の理由により転校を希望する場合	卒業まで
8	その他教育委員会が特に必要と認めたとき	必要な期間

- ・ 教室数の不足等により、受け入れを制限する場合があります。
- ・ 登下校の安全確保が図れることが前提となります。
- ・ 教育委員会に申請する前に、在籍する学校の教頭に相談して下さい。
- ・ 「市外に転出するが、鎌ケ谷市内の小中学校に通わせたい」等の場合は、区域外就学の申請を行います。